

墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（目的） 第1条 この条例は、<u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）</u>、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）</u>その他の法令及び墨田区の他の条例に定めるもののほか、老朽建物等の管理の適正化を図るために必要な事項を定め、もって倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、区民の安全で安心な暮らしを確保することを目的とする。</p> <p>（処分等に係る意見聴取） 第9条 区長は、次に掲げる処分等を行おうとするときは、あらかじめ次条に規定する墨田区老朽建物等審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) <u>空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第9項の規定による行政代執行法に基づく処分又は同条第10項の規定による公告</u></p> <p>(2) <u>建築基準法第10条第3項の規定による命令又は同条第4項の規定により準用する同法第9条第7項若しくは第9項の規定による命令若しくは命令の取消し、同条第11項の規定による公告若しくは同条第12項の規定による行政代執行法に基づく処分</u></p> <p>(3) <u>第6条第2項の規定による勧告、第7条の規定による命令又は前条の規定による行政代執行法に基づく処分</u></p>	<p>〔同左〕 第1条 この条例は、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）</u>その他の法令及び墨田区の他の条例に定めるもののほか、老朽建物等の管理の適正化を図るために必要な事項を定め、もって倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、区民の安全で安心な暮らしを確保することを目的とする。</p> <p>〔同左〕 第9条 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(1) 〔同左〕</p> <p>(2) 〔同左〕</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

空家等対策の推進に関する特別措置法（抄）

（特定空家等に対する措置）

第14条 〔略〕

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4～8 〔略〕

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11～15 〔略〕